

越保総第6-46号
令和元年（2019年）5月9日

医療機関の長様

越谷市保健所長 原 繁

麻疹に関する特定感染症予防指針の一部改正について（協力依頼）

時下、貴職におかれましては、ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

また、当市の感染症対策業務につきましては、日頃より御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、今般、厚生科学審議会における議論を踏まえ、平成31年4月19日に麻疹に関する特定感染症予防指針（平成19年厚生労働省告示第422号。以下「指針」という。）が改正され、「医療機関、児童福祉施設等及び学校等（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校をいう。以下同じ。）の職員等は、乳幼児、児童、体力の弱い者等の麻疹にり患すると重症化しやすい者と接する機会が多いことから、本人が麻疹を発症すると、集団発生又は患者の重症化等の問題を引き起こす可能性が高い。このため、医療機関、児童福祉施設等及び学校等の職員等のうち、麻疹に未り患又は麻疹のり患歴が不明であり、かつ、麻疹の予防接種を必要回数である二回受けていない又は麻疹の予防接種歴が不明である者に対しては、当該予防接種を受けることを強く推奨する必要がある。とりわけ、医療機関及び児童福祉施設等の職員等のうち、特に定期の予防接種の対象となる前であり抗体を保有しない零歳児、免疫不全者及び妊婦等と接する機会が多い者に対しては、当該予防接種を受けることを強く推奨する必要がある。」等と定められました。

つきましては、上記内容について御了知いただくとともに、改正後の指針の内容も踏まえ下記のとおり医療機関において御協力いただきたい事項を具体的に整理しましたので、お忙しいところ誠に恐縮ですが、御協力よろしく願いいたします。

また、医療機関での麻疹対応については、国立感染症研究所感染症疫学センターが作成した「医療機関での麻疹対応ガイドライン」も参照いただきますよう、併せてお願い申し上げます。

記

医療機関の職員等に対し、麻しんのり患歴（過去に検査診断で確定したものに限る。以下同じ。）及び予防接種歴（母子健康手帳、予防接種済証等の記録に基づくものに限る。以下同じ。）を確認し、麻しんに未り患又は麻しんのり患歴が不明であり、かつ、麻しんの予防接種を必要回数（現行の定期の予防接種において必要とされる回数をいう。以下同じ。）である2回受けていない又は麻しんの予防接種歴が不明である場合には、当該予防接種を受けることを推奨すること。

とりわけ、医療機関の職員等のうち、特に定期の予防接種の対象となる前であり抗体を保有しない零歳児と接する機会が多い者に対しては、当該予防接種を受けることを強く推奨すること。（改正後の指針第三の三の4関係）

参考1：麻しんについて

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/measles/index.html

参考2：改正後の指針全文

<https://www.mhlw.go.jp/content/000503060.pdf>

参考3：医療機関での麻疹対応ガイドライン

https://www.niid.go.jp/niid/images/idsc/disease/measles/guideline/guideline04_20160526.pdf

担当 越谷市保健所 保健総務課
電話 048-973-7531
(休日、夜間は専用の連絡先が案内されます)
FAX 048-973-7534